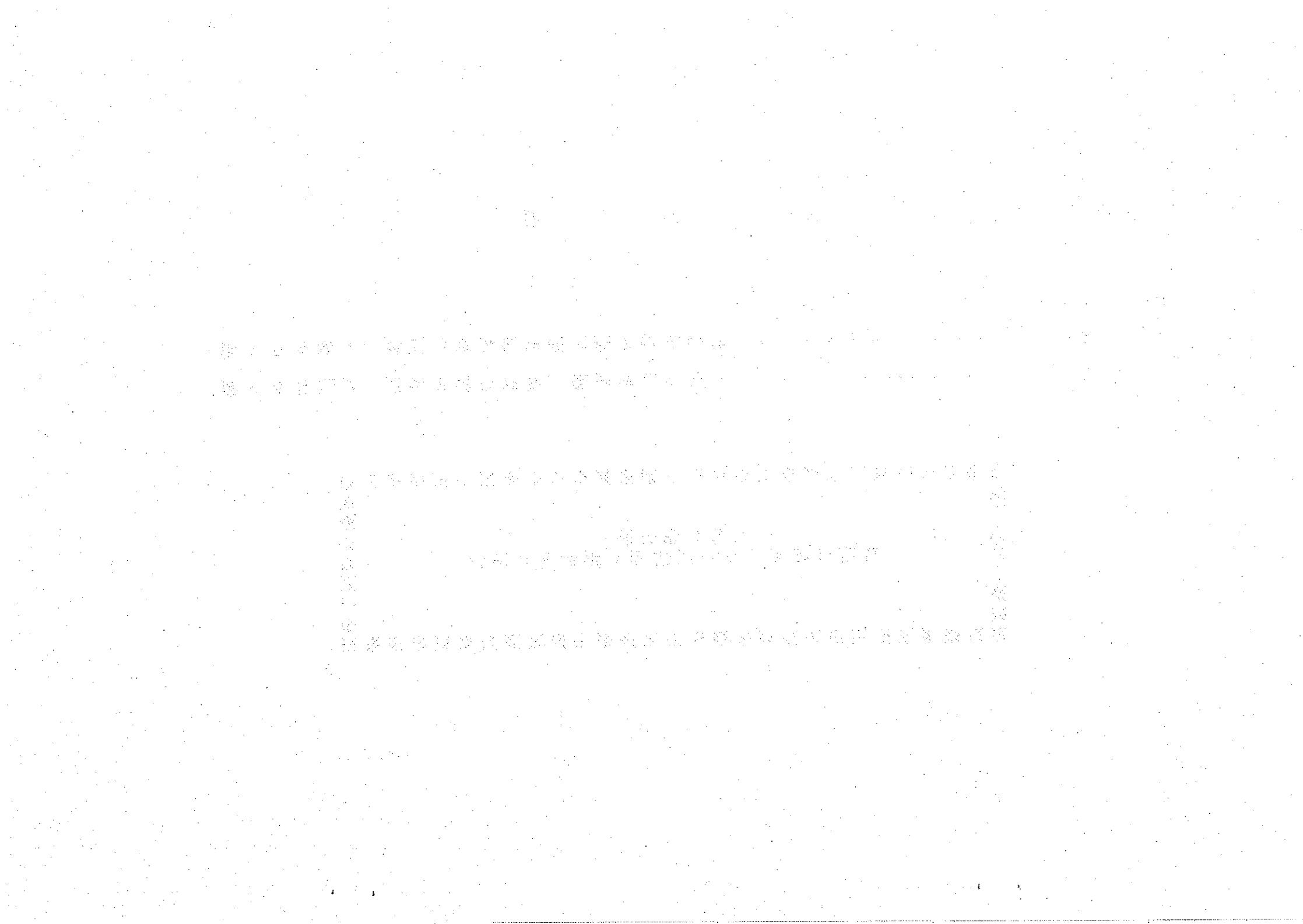


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※  
※  
※  
※  
※  
※  
※  
平成 24 年第 4 回箕面市議会定例会議案  
(追加第 3 号)  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9・4 号議案 箕面市営住宅管理条例改正の件 .....	1
第 9・5 号議案 箕面市牧落住宅団地条例改正の件 .....	9

箕 面 市



第九十四号議案

箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

「第四章 駐車場の管理（第三十九条—第四十四条）

目次中 第五章 梯則（第四十五条—第四十九条）」を

「第四章 指定管理者による管理（第三十九条—第四十六条）

第五章 共同施設等の管理（第四十七条—第五十二条）

に改める。

第六章 梯則（第五十三条—第五十八条）

第二条第四号中「規定する共同施設」の下に「並びに改良法第二条第七項に規定する地区施設及び同条第八項に規定する公共施設」を加える。

第二十四条第二項及び第三十二条第一項第三号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第三十三条第一項中「第二十三条各号」を「第二十三条第一項各号」に改める。

第三十八条中「第四十六条」を「第五十四条」に改める。

第五章中第四十九条を第五十八条とし、第四十八条を第五十七条とする。

第四十七条中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第五十五条 市長は、必要があると認めるとときは、第五条第七号、第十三条第四号、第十五条第二項又は第三十二条第一項第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聞くことができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第五条第七号、第十三条第四号、第十五条第二項又は第三十二条第一項第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聞くよう市長に求めるものとする。

3 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第五条第七号、第十三条第四号、第十五条第二項又は第三十二条第一項第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聞くことができる。

第四十六条を第五十四条とし、第四十五条の二を削る。

第四十五条第一項中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の事務のうち指定管理者が行うことができるものについては、指定管理者が行うものとする。

第四十五条を第五十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四十四条中「駐車場の使用」を「共同施設等の利用」に改め、「第二十条」を削り、「入居」とあるのは「利用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場使用料」を「市営住宅」とあるのは「共同施設等」と、「入居の権利」とあるのは「利用の権利」と、「市長」とあるのは「指定管理者」に改め、第四章中同条を第五十二条とする。

第四十三条の見出し中「駐車場」を「共同施設等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「駐車場」を「共同施

設等」に改め、同項第一号中「第三十九条」を「第四十七条」に改め、同項第三号中「駐車場使用料」を「共同施設等の利用料金」に改め、同項第四号中「駐車場」を「共同施設等」に、「き損した」を「毀損した」に改め、同項第五号及び第六号中「駐車場」を「共同施設等」に改め、同条第二項中「駐車場の」を「共同施設等の」に、「駐車場」と、「入居」とあるのは「利用」と、「共同施設等」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「入居した日」とあるのは「利用を始めた日」と、「駐車場使用料」を「共同施設等の利用料金」に改め、同条を第五十一条とする。

#### 第四十二条を削る。

第四十一条第一項を削り、同条第二項中「市長は、駐車場の」を「指定管理者は、」に改め、同項を同条とし、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

#### (利用料金)

第五十条 利用者は、共同施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範

囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければな

らない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

第四十条中「駐車場を」を「共同施設等を占用して」に、「規則で」を「指定管理者が」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

共同施設又は市営住宅（第十三条の入居の決定により占用する部分を除く。）（以下「共同施設等」という。）を占用して利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる条件を具备する者でなければならない。

第三十九条第一項第二号中「駐車場使用料」を「共同施設等の利用料金」に改め、同条第二項中「駐車場」を「共同施設等」に改め、同条を第四十七条とする。

「第四章 駐車場の管理」を「第四章 共同施設等の管理」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

#### 第四章 指定管理者による管理

##### （指定管理者による管理）

第三十九条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

四十四条の二第三項の規定により市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 市営住宅等の施設等の維持管理に関する事項。
  - 二 入居の申込み等の受付及び審査に関する事項。
  - 三 第四十七条第一項に規定する共同施設等の利用に関する事項。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。  
(指定管理者の指定の手続)

第四十条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ市営住宅等の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、市営住宅等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 入居者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。

三 市営住宅等を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第四十一条 市長は、市営住宅等と箕面市牧落住宅団地条例（昭和五十年箕面市条例第二十一号）第二十条第一項に規定する牧落住宅等とを一體的に管理することが効果的であると認めるときは、これらの施設を併せて一の指定管理者を公募の上、選定することができる。

2 市長は、前条第一項及び前項の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補

者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第四十二条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならぬ。

(指定の取消し等)

第四十三条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三十九条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第四十四条 指定管理者は、市営住宅等の管理を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 市営住宅等の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は当該目的以外の目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第四十五条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第四十三条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた市営住宅等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第四十六条 指定管理者は、故意又は過失により市営住宅等の施設又は設備を滅失し、若しくは毀損し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第三十九条第一項に規定する指定管理者の選定及び指定の手続きその他指定管理者による市営住宅等の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正前の第四十一条第二項の規定による駐車場の利用の決定及び承認は、改正後の第四十九条の規定による利用の決定及び承認とみなす。

4 指定の期間の満了又は改正後の第四十二条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた利用の承認は、後任の指定管理者が行つた承認とみなす。

(提案理由)

市営住宅及び共同施設の管理について、指定管理者制度を活用するため、本条例を改正するものである。

第九十五号議案

箕面市牧落住宅団地条例改正の件

箕面市牧落住宅団地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市牧落住宅団地条例の一部を改正する条例

箕面市牧落住宅団地条例（昭和五十一年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「住宅」という。）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 牧落住宅 箕面市牧落住宅団地のうち住宅及びその附帯施設をいう。

二 共同施設 箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号。

以下「市営住宅条例」という。）第二条第四号に規定する共同施設に準じた施設をいう。

第二条第一項中「住宅」を「牧落住宅」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「住宅」を「牧落住宅」に改め、同項第四号中「特別公共事業」を「特定公共事業」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「住宅」を「牧落住宅」に、「各号に該当するもの」を「各号のいずれにも該当する者」に改め、同条第一号中「営む者で」を「営み、かつ」に、「居住する者」を「居住し、」に、「有する者を「有する」と」に改め、同条第一号及び第三号中「ある者」を「ある」

と。」に改める。

第四条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条中「住宅」を「牧落住宅」に、「申込」を「申込み」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「申込」を「申込み」に、「住宅」を「牧落住宅」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「住宅困窮度」を「住宅困窮度」に、「公開抽せん」を「公開抽選」に改め、同条第三項中「住宅」を「牧落住宅」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「市内に居住して」を削る。

第九条中「住宅」を「牧落住宅」に改める。

第十条の見出し中「家賃等」を「家賃」に改め、同条中「及び敷金」を削る。

第十一条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「住宅」を「牧落住宅」に改める。

第十二条第一項中「住宅」を「牧落住宅」に、「又は損害賠償金」を「、損害賠償金又は第十四条各号に掲げる費用」に改める。

第十四条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号中「その他住宅使用上」を「前三号に掲げるもののほか、牧落住宅の使用上」に改める。

第十五条第一項中「当該住宅又は共同施設」を「牧落住宅のうち入居に係る占有部分の施設（以下「入居施設」という。）及び共同施設（以下「入居施設等」という。）に改め、同条第二項中「住宅又は共同施設を滅失又はき損した」を「入居施設等を滅失し、又は毀損した」に、「現状」を「原状」に改め、同条第三項中「住宅」を「入居施設」に改め、同条第四項中「住宅を明渡す」を「入居施設を明け渡す」に改め、同条第五項中「住宅」

を「入居施設」に改める。

第十七条の見出し中「住宅」を「入居施設」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「住宅の明渡」を「入居施設の明渡し」に改め、同項第三号中「住宅」を「牧落住宅又は共同施設」に改め、同条第二項中「住宅を明渡さなければならない」を「入居施設を明け渡さなければならない」に改める。

第十八条の見出し中「明渡」を「明渡し」に改め、同条中「住宅を明渡さなければならぬ」を「入居施設を明け渡さなければならない」に、「明渡に」を「明渡しに」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第十九条の見出し中「住宅」を「牧落住宅」に改め、同条第一項を次のように改める。

入居者が牧落住宅を返還し、退去しようとするときは、次に掲げる方法によらなければならない。

一 返還しようとする日の五日前までに、市長に届け出て、入居施設の検査を受けること。

二 家賃及び第十四条各号に掲げる費用を精算すること。

三 模様替え又は増築をした入居施設については、第十五条第四項に定めるところにより入居者の負担において原状に回復すること。

第十九条第二項中「原形に復する」を「原状に回復する」に、「原形の」を「現状の」に改める。

第二十二条中「住宅」を「牧落住宅等」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十一条の見出しを「(入居者の損害賠償義務)」に改め、同条第一項中「住宅又は附帯施設を故意にき損又は滅失した」を「牧落住宅等を滅失し、又は毀損した」に、「原形に復するか」を「原状に回復し、」に改め、

同条第二項を削り、同条を第三十七条とする。

第二十条の二中「又は第十七条第一項第五号」を「、第十七条第一項第五号又は第三十二条第一項第六号」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第三十六条とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第三条第四号、第十六条第二項、第十七条第一項第五号又は第三十二条第一項第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

3 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第三条第四号、第十六条第二項、第十七条第一項第五号又は第三十二条第一項第六号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

第二十条の見出し中「住宅」を「牧落住宅」に改め、同条第一項中「住宅監理員をして住宅」を「住宅監理員に牧落住宅」に、「証票を携行せしめ当該住宅」を「証明書を携帯させ、当該牧落住宅」に改め、同条第二項中「住宅」を「入居施設」に改め、「立ち入るときは」の下に「、住宅監理員は」を加え、同条を第三十五条とする。

第十九条の次に次の十五条を加える。

(指定管理者による管理)

第二十条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により牧落住宅及び共同施設（以下「牧落住宅等」という。）の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。  
一 牧落住宅等の施設等の維持管理に関すること。  
二 入居の申込み等の受付及び審査に関すること。

三 第二十八条に規定する共同施設等の利用に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第二十一条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ牧落住宅等の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、牧落住宅等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 入居者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

- 二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。  
三 牧落住宅等を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第二十二条 市長は、牧落住宅等と市営住宅条例第三十九条第一項に規定する市営住宅等とを一体的に管理することが効果的であると認めるとき

は、これらの施設を併せて一の指定管理者を公募の上、選定することができる。

2 市長は、前条第一項及び前項の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第二十三条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第二十四条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第二十一条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、牧落住宅等の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第二十五条 指定管理者は、牧落住宅等の管理を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講

じなければならない。

2 牧落住宅等の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は当該目的以外の目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第二十六条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第二十四条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた牧落住宅等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第二十七条 指定管理者は、故意又は過失により牧落住宅等の施設又は設備を滅失し、若しくは毀損し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(共同施設等の利用)

第二十八条 市長は、共同施設又は牧落住宅（入居施設を除く。）（以下「共同施設等」という。）を牧落住宅の入居者、同居者その他の市長が定める者の利用に供することができる。

(利用の申込み)

第二十九条 共同施設等を占用して利用しようとする者は、指定管理者が定めるところにより、利用の申込みをしなければならない。

(利用者の決定)

第三十条 指定管理者は、共同施設等の利用者（以下「利用者」という。）を決定したときは、利用の承認をしなければならない。

### (利用料金)

第三十一条 利用者は、共同施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

### （共同施設等の明渡し）

第三十二条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用者に対して共同施設等の明渡しを請求することができる。

- 一 不正の行為により利用の承認を得たとき。
- 二 第二十八条の規定により定められた利用者の資格を失ったとき。
- 三 共同施設等の利用料金を三月以上滞納したとき。
- 四 共同施設等又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- 五 正当な事由によらないで十五日以上共同施設等を利用しないとき。
- 六 利用者が暴力団員であることが判明したとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、共同施設等の管理上必要があると認めることき。

2 前項の請求を受けた利用者は、速やかに当該共同施設等を明け渡さなければならない。

(共同施設等の利用に関する準用)

第三十三条 共同施設等の利用については、第十五条、第十八条及び第十九条の規定を準用する。

(住宅監理員)

第三十四条 市長は、市営住宅条例第五十三条第一項に規定する市営住宅監理員と同等の職務権限を持つ者として住宅監理員を置くことができる。  
2 住宅監理員は、市職員のうちから市長が任命する。  
3 住宅監理員がつかさどる事務のうち指定管理者が行うことができるものについては、指定管理者が行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第二十条第一項に規定する指定管理者の選定及び指定の手続その他指定管理者による牧落住宅等の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定の期間の満了又は改正後の第二十四条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた利用の承認は、後任の指定管理者が行つた承認とみなす。

(提案理由)

牧落住宅及び共同施設の管理について、指定管理者制度を活用するため、本条例を改正するものである。